

赤星集落 人・農地プラン

市町村名	集落／地域名	当初作成年月日	直近の更新年月日
喜多方市	塩川町赤星集落	平成29年3月	令和3年2月

1 地域農業の現状

① 農家数	22 戸	(うち集落内 22 戸	うち集落外 0 戸)		
② 日本型直接支払の取組	☒ 多面的機能支払(資源向上支払 ☒ 有 ☐ 無) ☐ 中山間地域等直接支払				
③ 農用地利用改善団体	(有) 無 (名称: 赤星営農改善組合)				
地域内の農地の利用状況		田 (ha)	畑 (ha)	計 (ha)	割合
④ 集落・地域内の耕地面積		48.7	0.0	48.7	
⑤ アンケート調査等により把握した農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計					
⑥ 中心経営体の現在の耕作面積の合計(担い手への集積率)				39.8	81.8%
⑦ 5年後までにリタイア・規模縮小予定の耕作者の耕作面積		1.7	0.0	1.7	3.5%
⑧ 75才以上の農業者の現在の耕作面積		6.0	0.0	6.0	12.3%
ア うち後継者が確保されている耕作者面積		0.0	0.0	0.0	0.0%
イ うち5年後までにリタイア・規模縮小予定の耕作者の耕作面積		0.0	0.0	0.0	0.0%
⑨ 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計				5.4	11.1%
⑩ ⑨と⑦の面積の差額				3.7	7.6%
(⑩の差額に関する所見)					
現在担い手に位置付けている農業者だけで、5年後までのリタイア・規模縮小予定者の人の農地の全てを請け負うことができる。					

2 地域農業の課題

① 担い手の育成・確保について	担い手については十分確保されている。 ただし、5年後以降を見据えた育成・確保が、今後必要になると考える。
② 担い手への農地の集積・集約化について	引き続き、担い手への農地の集積・集約化を図る。
③ 農作業の効率化について	個々の農家の機械・施設は老朽化が進んでいる。 共同利用について、引き続き進めて行く。
④ その他地域農業全体について	

3 現状と課題をふまえた今後の地域農業のあり方

人・農地プランの推進体制
当該プランの実現に向けて、＜ 赤星営農改善組合 ＞が中心となって、毎年 <u> 2 </u> 回程度地域ぐるみによる話し合いを図る。

① 担い手の育成・確保についての取組方針	対応
主に集落内の農業者の中から担い手を確保する。	○
集落内の担い手が不足する場合は、集落外の農業者を積極的に担い手として位置付ける。	
新規就農者を積極的に受け入れ、担い手に位置付ける。 ☒ 集落内の農業者 ☐ 集落外の農業者	○
農作業の共同化や農業用機械・施設の共同利用等の取組を実施する。 ☐ 組織を設立または設立を検討 ☒ 既存の組織体制の継続または経営体質の強化	○
その他 []	
② 担い手への農地集積・集約化についての取組方針	対応
今後リタイア・規模縮小しようとする場合には、原則として＜ 赤星営農改善組合 ＞を窓口としながら、担い手内において調整した上で、担い手に農地を集積・集約化する。	○
水田はできるだけ連たん化して転作田の団地化を進める。	○
農地中間管理機構を有効活用する。 ☒ リタイア・規模縮小する者が担い手に農地を貸し付けるとき ☐ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき	○
土地改良事業の実施を契機に、生産効率の向上と、担い手へのまとまりある農地集積・集約化を図る。	○
その他 []	

3 (つづき)現状と課題をふまえた今後の地域農業のあり方

③ 農作業の効率化について		対応
< 水稻 >の< 育苗 >の作業については、< 各グループ >を中心に共同作業を行って効率化を図る。		○
農作業受託組織が基幹的な作業(<u>耕起</u> <u>代掻き</u> <u>田植え</u> <u>稲刈り</u> <u>乾燥調製</u> その他())を請け負い、作業の効率化を図る。		○
農業機械・施設の共同利用を実施し、過剰投資の抑制と低コスト化・省力化を図る。		○
担い手と担い手以外の農業者等の役割を明確化する。		○
☐	畦畔管理、草刈、防除など、担い手の規模拡大の支障となる <u>日常的な作業は、担い手以外が担う</u>	
☒	地域内の農道、農業用排水路などの <u>管理作業は、担い手と担い手以外の農業者等が共同して地域ぐるみで取り組む</u>	
その他 []		
④ その他地域農業全体についての取組方針		対応
地域ぐるみで共同活動を実施し、農道・用排水路等の維持管理と遊休農地の発生の未然防止を図る。		○
☒ 多面的機能支払(☐ 資源向上支払) ☐ 中山間地域等直接支払 ☐ その他 []		
地域内に再生可能な遊休農地を利活用できる農業者が見つからない場合は、地域ぐるみで農地の保全管理(<u>耕転や草刈り等</u>)を行うことで遊休農地の解消・発生防止を図る。		○
野生鳥獣による被害を防止するため、侵入経路や目撃・被害発生箇所のマップ化、効果的な防止対策(電気柵、侵入防止柵、檻の設置など)などを実施する。		○
その他 []		